

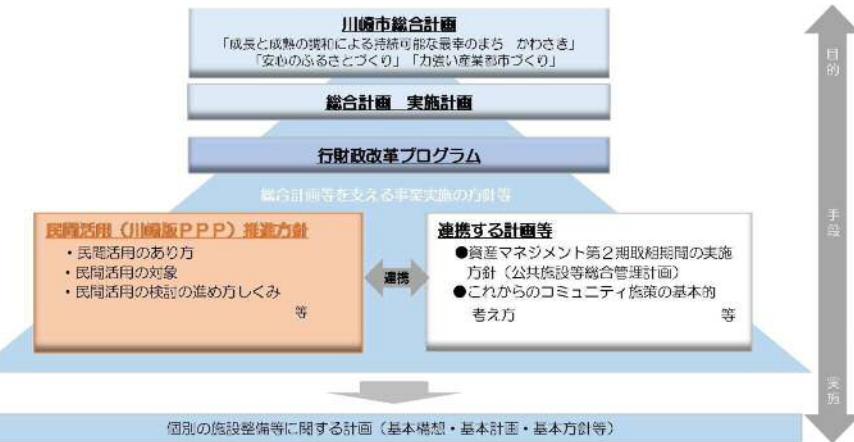
# 民間活用（川崎版PPP）推進方針（案）【概要版】

## 1 方針策定の趣旨

### （1）民間活用（川崎版PPP）推進方針策定の目的・意義

本方針は、図表①のとおり、総合計画に掲げた「めざす都市像」や「まちづくりの基本目標」の達成に向けた「市民サービスの質的改革の推進」などを基本理念とする行財政改革を、「民間活用」の視点から推進するための考え方を示すものであり、市民サービスの提供等における本市がめざす民間活用の考え方や取組の基本的な方針等を整理し、効率的・効果的な市民サービスの提供とそのサービスの質の向上の実現につなげることを目的に策定するものである。

図表① 本方針の位置づけと関係計画等との関係



### （2）本市の民間活用の考え方の変遷と今後の民間活用

#### ①これまでの本市の民間活用の考え方

これまでの本市における民間活用は、厳しい財政環境を踏まえた効率的な職員配置などの視点を中心とした行財政改革に関する計画を背景としており、具体的な民間活用の取組や手法導入の考え方については、

- ・ 川崎市における新事業手法導入に関する基本方針（平成13年1月策定）
- ・ 新事業手法（川崎版PFI）導入実務指針（平成14年5月策定）
- ・ 川崎市民間活用ガイドライン（平成20年11月策定）

の3つの方針等（以下、「旧方針等」という。）において、図表②の考え方に基づき、整理してきた。

図表② これまでの民間活用に係る考え方のポイント

- 効率的な職員配置（量的改革）の観点から民間活用の考え方が始まる
- 「民間活用」を「公共サービスの提供主体（プレーヤー）を民間部門にゆだね、行政はその管理・監督者（マネージャー）の役割を担うこと」として定義
- 初から「民間部門」を、「民間企業」だけではなく「市民団体」や「NPO」なども含めた概念として整理しているものの、施設運営や市民サービス提供の補完的な役割を担う者としての位置づけが中心

#### ②今後の民間との連携に向けて必要な視点

今後、「総合計画」に掲げる「成長と成熟の調和による持続可能な最幸のまち かわさき」の実現を目指していくために、民間との連携に向けて、図表③の視点を踏まえ、効率的・効果的に公共サービスの提供を行う。

図表③ 今後の民間との連携に向けて必要な視点

- 『視点①』 多様な主体との連携による取組推進
  - 様々な主体との連携により、地域課題の解決や豊かな市民生活の実現をめざす
- 『視点②』 資産マネジメントの考え方を踏まえた民間活用
  - 民間ならではの発想・アイデアにより既存施設の多目的化や複合化を図り、市民サービスの向上と財政負担の抑制を実現する
  - 民間ならではの発想・アイデアにより公有財産そのものをまちづくりや地域課題の解決等におけるシーズとして利活用する

#### ③法令改正等の環境変化を踏まえた取組の推進

旧方針等の策定後、これまでにPFI法をはじめとする法令（都市公園法等）の改正や国における新たな制度の創設（「多様なPPP/PFI手法導入を優先的に検討するための指針（内閣府）」の策定）など民間活用を取り巻く環境に変化が生じていることから、これらの状況変化も踏まえて取組を推進する。

## 2 本市がめざす民間活用（川崎版PPP）の基本的な考え方

### （1）民間活用の考え方の再整理

今後より一層の民間活用を推進するために、国の法改正等の状況を踏まえながら、民間企業をはじめとした多様な主体とあらゆる施策分野・事業分野で連携を進め、それを定着・恒常化させるためのしくみを再構築していくことが求められる。そこで、旧方針等に整理したこれまでの民間活用の考え方、図表④に示す「新たな要素」を加え、新たな民間活用の方針として再整理する。

図表④ これまでの民間活用の考え方に対する新たな要素

#### ①あらゆる施策分野・事業分野を対象とした民間活用の推進

- ・ ハード事業だけではなく、ソフト事業を含む全事業分野への展開

#### ②多様な主体との連携による取組

- ・ 民間企業だけではなく、NPO法人や自治会等を含めた「多様な主体」と連携

#### ③資産マネジメントの考え方を踏まえた取組

- ・ 民間ならではの発想・アイデアによる既存施設の多目的化や複合化の推進
- ・ 公有財産そのものをまちづくりや地域課題の解決等におけるシーズとして利活用

#### ④行政サービス領域以外も視野に入れた民間活用の推進

- ・ 財政負担の削減だけではなく、地域課題の解決や豊かな市民生活の実現などの公益を追求

#### ⑤新たな民間活用を推進するための具体的な方針

- |                  |                      |
|------------------|----------------------|
| ・ 優先的検討指針への対応    | ・ 民間活用対象事業の情報発信・情報共有 |
| ・ 地域経済活性化への対応    | ・ 対話・提案を活用した民間活用の促進  |
| ・ モニタリングの考え方の再整理 |                      |

### （2）民間活用（川崎版PPP）の基本的な考え方

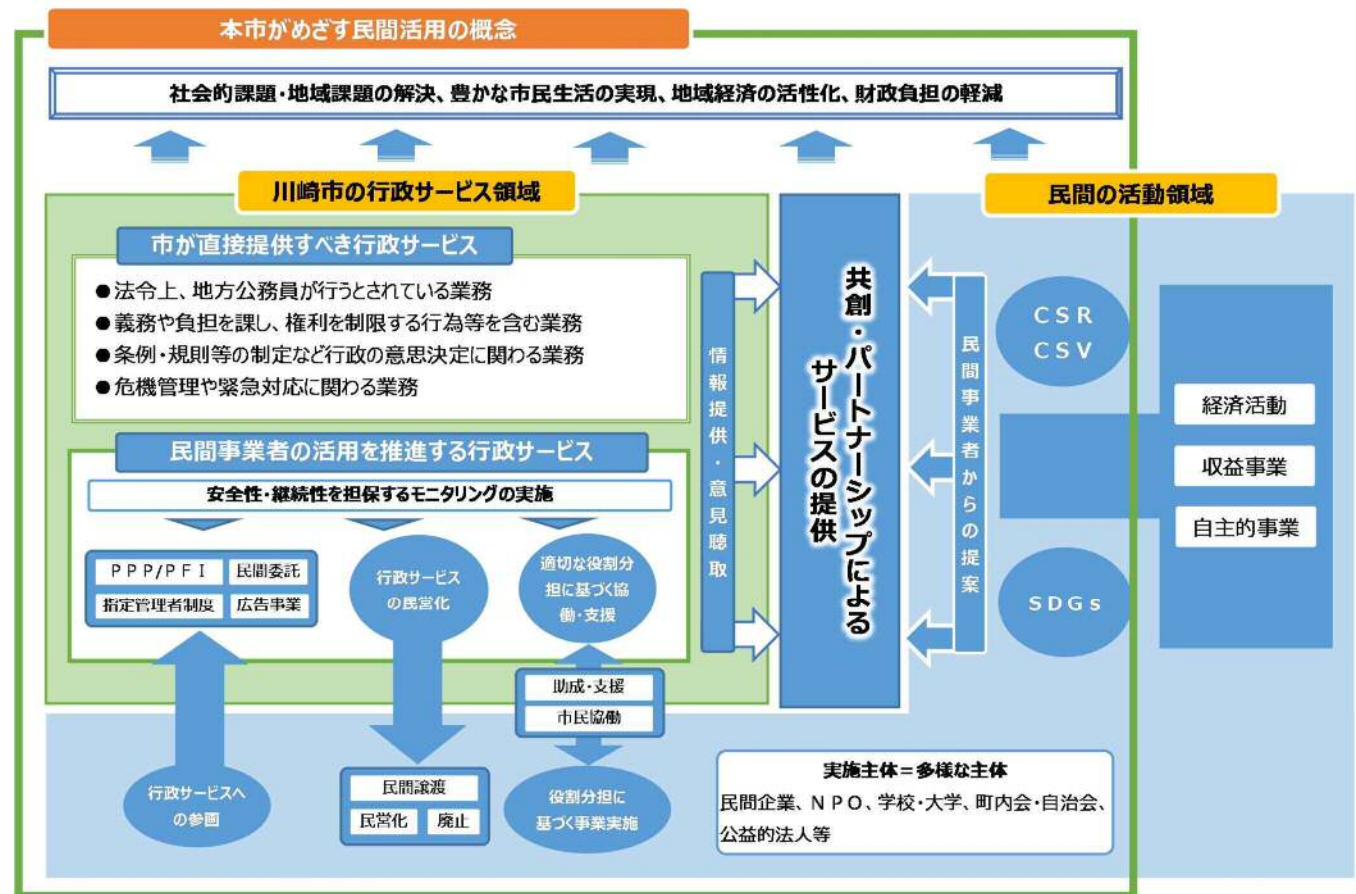
多様化する市民ニーズなどに対応し、市民満足度の高い公共サービスを持続可能な形で提供し続けるためには、これまでの施策・事業実施の延長ではない新たな発想による地域課題へのソリューションの提供が求められる。そこで本市は、「民間」を従来からの連携パートナーである民間企業のみならず、NPO法人や自治会等を含む「多様な主体」として改めて捉え直し、あらゆる施策分野での事業発案及び公共サービス提供（事業実施）において、図表⑤の基本姿勢に基づき民間活用を図っていく。

図表⑤ 本市の民間活用にあたっての基本姿勢

- 民間ならではの発想からのアイデアやノウハウを最大限活用することで、“効率的・効果的な市民サービスの提供”と“そのサービスの質の向上の実現”につなげる
- 本市が率先して民間をより最適な公共サービス実現のための重要なパートナーとして再認識し、本市と民間が、「公共」を共に担い、共に創り上げていく

そして、今後は、図表⑥の概念図のとおり、これまでの本市の行政サービス領域の担い手として民間の活用を図る考え方方に加え、本市からの積極的な情報発信や対話を実施しながら、民間との共創・パートナーシップによるサービスの提供の機会を充実し、地域課題の解決や豊かな市民生活の実現等をめざしていく。

図表⑥ 本市がめざす民間活用の概念



### (3) 行政サービス提供における民間活用にあたっての前提

行政サービス領域においても、今後より一層民間活用を推進していくことが必要であるが、その前提として、適用する業務の性質や安全性、費用対効果などを十分に考慮した上で適用を検討することが求められる。

そこで、本市では、行政サービスにおいて民間活用を推進する事業として、図表⑦の要件を満たすものを対象に民間活用を推進していくこととする。

図表⑦ 行政サービス提供において民間活用を推進する事業の要件

- 要件1 本市が直接実施すべき行政サービスに該当しない
- 要件2 民間主体によりサービスの安全性が確保できる
- 要件3 民間活用により、より高い費用対効果を期待できる

～ 以下、新たな民間活用を推進するための具体的な方針 ～

## 3 優先的検討に関する基本的な方針

### (1) 優先的検討プロセスによる検討

本市は、民間活用を適切かつ継続的に図るために民間活用導入に係る検討を一定のルール・プロセスに基づき実施するものとし、図表⑧のとおり、施設整備・管理運営事業（ハード事業）及び一定規模となる未利用の公有財産利活用事業について、国の示す「優先的検討指針」を踏まえ庁内の意思決定を経る実効性のある手続きとする（以下、この手続きを「優先的検討プロセス」という）。優先的検討の対象となる事業は、図⑨の各ステップを経て民間活用の可能性を評価する。

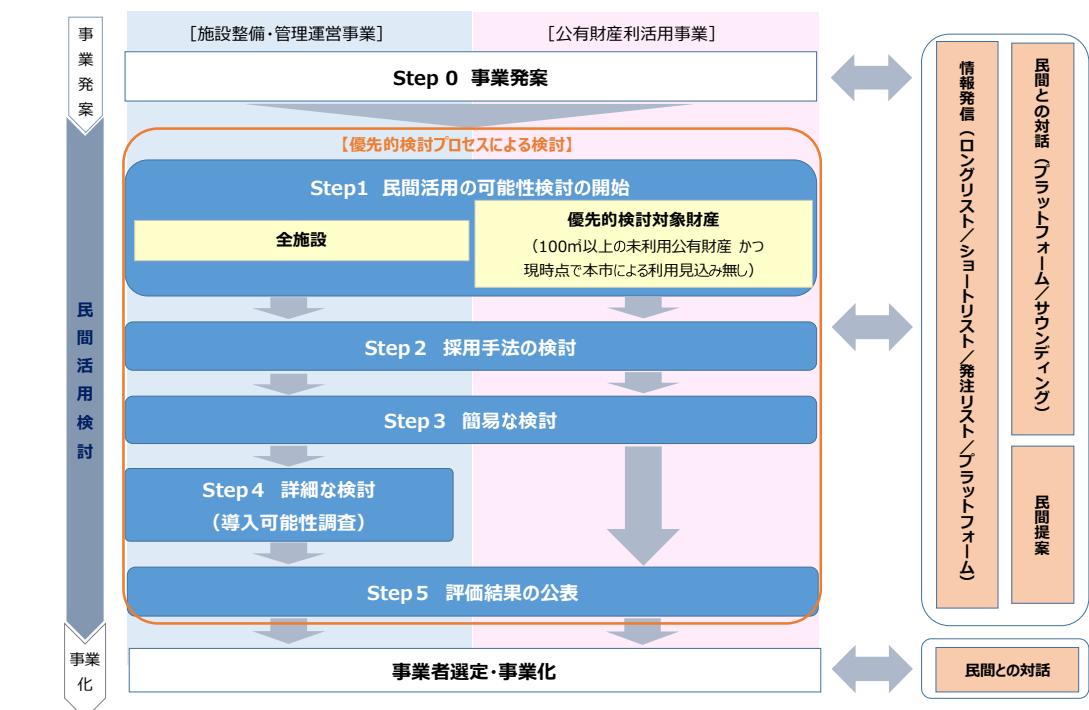
#### 《優先的検討とは》

優先的検討とは、公共施設等の整備等の基本構想、基本計画等の策定や公共施設等の運営等の方針の見直しを行って、多様な PPP/PFI 手法の導入が適切かどうかを、自ら公共施設等の整備等を行う従来型手法に優先して検討することであり、国の示す「多様な PPP/PFI 手法導入を優先的に検討するための指針」（優先的検討指針）において、公共施設等の管理者が運用する上での準則を定めている。

図表⑧ 優先的検討の取り扱い

事業分野	優先的検討の取り扱い（対象／対象外）
ソフト事業／内部管理事務	優先的検討対象外（個別検討事業）
施設整備・管理運営事業（ハード事業）	原則すべて、優先的検討の対象 (インフラ整備や簡易な営修繕等は個別検討事業)
公有財産利活用事業（100 m <sup>2</sup> 以上）	原則すべて、優先的検討の対象
公有財産利活用事業（100 m <sup>2</sup> 未満）	優先的検討対象外（個別検討事業）

図表⑨ 優先的検討プロセスによる検討の流れ



ステップ*	検討概要
<b>Step0 事業発案</b>	施設の新設・建替・大規模改修等の必要が生じた場合、当該施設の状況のみならず、事業を検討している土地や施設周辺の状況を把握した上で、地域課題の解決や施設の多目的化・複合化の方向性（最適化案）を含めた事業の方向性を検討する。
<b>Step1 民間活用の可能性検討の開始</b>	事業の方向性を踏まえ、民間との対話により幅広く民間活用手法の可能性を探る。
<b>Step2 採用手法の検討</b>	事業の期間、特性、規模等の方向性を踏まえ、民間活用手法の中で、適切な手法を選択する。
<b>Step3 簡易な検討</b>	従来手法と民間活用手法の概算費用の比較のほか、民間と対話をを行うことで、民間ノウハウの発揮の余地、事業者の参画可能性等について検討を行う。
<b>Step4 詳細な検討</b>	費用面での詳細な定量的検討（VFMの算出等）を行うほか、民間と対話をを行うことで、民間活用手法を導入した際の効果と課題、リスク分担、事業スケジュール、事業者の参画可能性、その他公募条件等について詳細な検討を行う。
<b>Step5 評価結果の公表</b>	民間活用の導入の適否の判断について、評価結果を公表する。

### (2) 優先的検討対象事業の情報発信に関する基本的な方針

優先的検討の対象となる事業については、検討の進捗に合わせ事業概要等を掲載したリスト（ロングリスト・ショートリスト・発注リスト）を作成・公表するとともに、民間活用検討の初期段階からプラットフォームやサウンディング調査を活用した情報発信を行う。

#### 《リストによる公表内容例》

取組名、事業概要（事業スキーム等）、事業者の公募時期等の見込みを含む事業スケジュール、民間に期待する事項、公共施設等の立地など

## 4 地域経済活性化に向けた基本的な方針

本市ではPPP／PFI事業の推進にあたって、市内事業者を積極的に活用することを基本姿勢とし、図表⑩の地域活性化に向けた主な取組等を踏まえ、必要な取組を進めていく。

図表⑩ 地域経済活性化に向けた主な取組

取組	取組内容
<b>効果的な情報発信</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>民間活用に関する情報を定期的に民間にメールニュースとして配信</li> <li>PPPプラットフォームなどを活用し、具体的な民間活用事業等に関する情報を発信</li> <li>具体的な案件に関して民間との対話を実施することで、個別事業に関する情報提供や意見交換などの機会を設定</li> </ul>
<b>基礎知識の習得</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>PPPプラットフォームにおいて、有識者等による講演会、民間活用事業の仕組みや先進事例などを題材として扱うセミナー等を開催</li> <li>市内事業者及び本市職員向けの勉強会の開催</li> </ul>
<b>多様な事業者とのJV組成の環境整備</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>PPPプラットフォームを活用した市内事業者同士あるいは市内事業者と市外事業者との交流の促進</li> </ul>
<b>事業者選定時の取組</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>選定された事業者が発注する請負工事、委託業務等については、本市と選定事業者との間で締結する事業契約書に、市内中小事業者へ優先発注することを努力義務とする規定を明記</li> <li>WTO政府調達協定の適用対象外の事業については、技術的に困難な場合等を除き、市内事業者を構成員とすることを要件化</li> <li>JV・コンソーシアムの組成において、市内事業者が代表企業や構成企業として参画・連携することや、事業者グループが直接業務を委託する協力企業として市内事業者を選定することなどを、加点評価項目とする</li> </ul>

## 5 民間提案及び対話を活用した民間活用の進め方に関する基本的な方針

### (1) 民間提案に関する本市の基本的な方針

全ての施策分野・事業分野において民間提案制度を活用することで、民間独自の創意工夫やノウハウ及びアイデアによる事業の発案をより一層促し、さまざまな事業への民間活用の適用につなげていく。

#### ①提案受付の形態

幅広く民間からの提案を求めていく趣旨から、図表⑪のとおり、事業所管課において民間から提案してもらいたいテーマを設定し、それらを公表しながら民間の発意を求める提案募集方式（テーマ型）と、本市の取組全般にわたって民間の自由な発意による提案を求める自由発案方式（フリー型）の手法をとる

図表⑪ 民間提案受付の形態

方式	形態
提案募集方式（テーマ型）	事業所管課がテーマを提示し、民間活用事業の提案やアイデア等を受け付ける
自由発案方式（フリー型）	テーマを問わず、民間からの自由な民間活用事業の提案やアイデア等を受け付ける

#### ②提案受付の要件

提案受理にあたっては、図表⑫の要件を全て満たすことを条件とする。

図表⑫ 民間提案受付の要件

<b>要件①（対象要件）</b>	質の高い行政サービスの提供、社会的課題・地域課題の解決、歳出の削減、歳入の増加、事務の改善・効率化、豊かな市民生活の実現、将来に向けての価値創造等、 <u>本市が抱える課題の解決に資する提案</u> であること
<b>要件②（財政要件）</b>	<u>本市に新たな財政負担が生じないこと</u> （ただし、提案内容が本市に財政的効果をもたらす場合（一時的な財政支出以上の歳出の削減、歳入の増加）等において、本市の財政支出を伴う提案を排除するものではない）
<b>要件③（公益要件）</b>	提案者及び提案内容が、 <u>公平性・公益性等の観点から妥当</u> であること

### ③提案事項及び提案採用の評価基準

提案事項の項目及び提案採用の評価基準については、図表⑬を基本としつつ、提案対象の事業に応じた必要な項目・基準を設定する。

図表⑬ 提案事項及び提案採用の評価基準

提案事項の項目	提案の評価基準
<ul style="list-style-type: none"> <li>提案の内容</li> <li>提案の理由（提案の目的や背景）</li> <li>提案の効果（市民・行政に対する）</li> <li>提案におけるアイデア・ノウハウ</li> <li>事業スケジュール</li> <li>市と民間のリスク分担の考え方</li> <li>事業収支（本市への財政的影響）</li> <li>知的財産、営業秘密等に関する情報</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>提案内容の公共サービスとしての実施の必要性</li> <li>本市政策の方向性との整合</li> <li>市民の利益</li> <li>実現可能性</li> <li>公平性、公益性からみた本市の連携パートナーとしての適格性</li> </ul>

### ④提案採用後の取扱い

フリー型及びテーマ型の提案採用後の取扱いについては、図表⑭を基本とする。

図表⑭ 提案採用後の取扱い

取扱い		概要
<b>フリー型</b>	提案採用の場合の取扱い	提案の内容の独創性・先進性等を勘案し、公平性・透明性・競争性の確保に留意しつつ、提案の内容が、サービス提供に対する本市の対価支払いを必要としない場合の他、地方自治法施行令第167条の2第1項に該当する場合であって、提案に妥当性があり提案者の知的財産を活用する必要がある場合などについては、提案の提案者と本市が協働して提案内容を実施する
	公募の場合の取扱い	公募時に提案者に加点を行う場合、本市の指定管理者の選定における実績評価の加点割合を参照して、加点評価の割合の上限値を10%とした上で、本市が公募を実施する際に策定する仕様に、提案内容がどれだけ反映されたか、いわゆる公募条件設定への貢献度に応じて、加点割合を決定する
<b>テーマ型</b>		事業所管課において各テーマ型の提案を公募する際に、提案を採用した場合の取扱い等を明示するものとする。

### (2) 民間との対話を活用した民間活用の進め方に関する基本的な方針

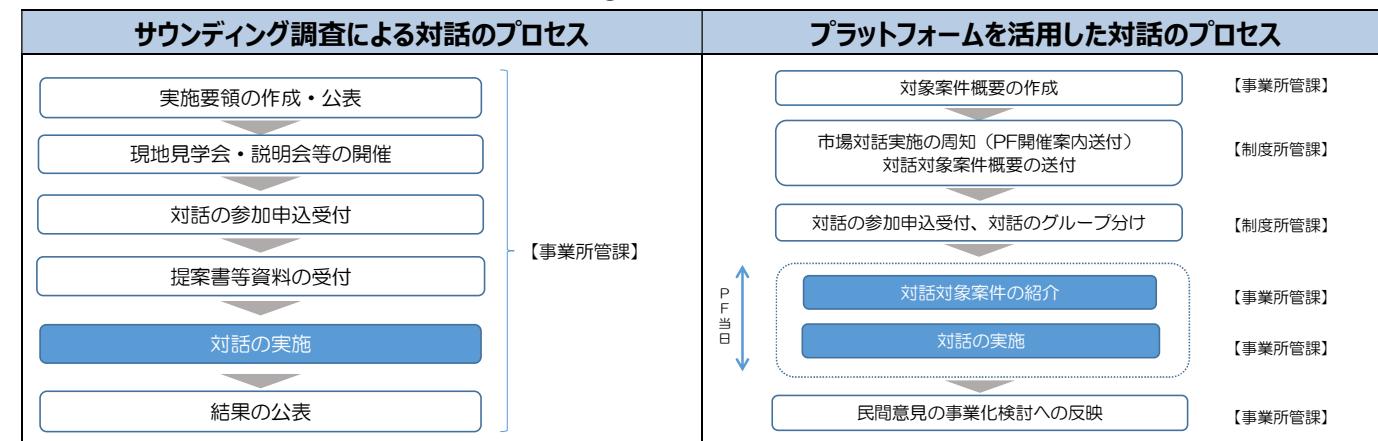
#### ①民間との対話の意義

民間活用検討段階での対話について、行政側では、民間目線からみた事業の成立可能性や民間の関心度合等を把握することで、当該事業への民間活用に係る検討を進める上での判断材料を得ることができる。また、事業者選定段階での対話は、行政のニーズや意図を明確に伝え、それに応えた事業提案を得る上で有効な取組である。

#### ②民間との対話を活用した本市の基本的な考え方

民間活用を検討する全ての施策分野・事業分野の事業を対象に、民間が創意工夫を發揮する余地の多い検討の初期段階から、図表⑮のとおり、幅広く対話プロセスを取り入れ、民間との対話を実施していく。

図表⑮ 対話のプロセス



### (3) 民間との対話によって提供された知的財産を含む情報の取扱い

民間活用において、民間ならではの発想からのアイデアやノウハウを最大限に活用するためには、民間がアイデアを提案しやすい環境あるいは対話をを行いやすい環境を整えることが重要である。一方で、民間の提案や対話によって民間より提示される情報には、知的財産にあたる内容が含まれる場合があるため、民間からの提案や対話を促すために、知的財産を含む情報については、図表⑯のとおり取り扱う。

図表⑯ 知的財産を含む情報の取扱いの考え方

- 知的財産については、当該情報を公表しなければ事業者選定にあたっての公募要件等を策定できない場合を除き、公表しない。
- 知的財産に該当する情報を公表しなければ事業者選定にあたっての公募要件等を策定できない場合は、提案者の了承を得た上で公表する。その場合、事業者選定の際に当該提案者に対して一定の評価を行う。
- 知的財産に該当する情報については、提案者に明示することを求める。
- 知的財産に該当するか否か判断が難しい場合は、本市と提案者の双方で知的財産に該当する範囲を明確化し、公表について決定するとともに、当該提案者の権利、競争上の地位、その他正当な利益の保護に努める。
- 事業実施後においてもなお、提案者のアイデアが知的財産に該当する場合には、当該提案者の権利、その他正当な利益の保護に努める。

## 6 確実な公共サービスの提供のためのモニタリング等に関する基本的な方針

### (1) モニタリング等の目的と対象

#### ①モニタリング等の目的

民間活用を進めるにあたっては、民間が（又は、行政が民間とともに）実施・提供するサービスの質、安全性（継続性）が確保される必要がある。また、所期の目的の達成状況を確認し、より良質な公共サービスの実現に向けて必要な見直しを行っていくことも必要である。

そのため、それらのサービスが、当初定めた内容に沿って適切に履行されているかを確認することや、事業実施期間中により良いサービス提供に向けて当該事業自体や他事業の見直しにつなげること、さらに、事業終了時に民間活用の効果や課題等を総括し、その知見を次期事業や他事業に活かすことが重要となる。

そこで、図表⑰を目的に、図表⑱の内容と定義により、モニタリング等の取組を進める。

図表⑰ モニタリング等の目的

- |                               |
|-------------------------------|
| 目的① 公共サービスの質・安全性（継続性）確保       |
| 目的② 次期取組等に向けた必要な見直しを行うための状況把握 |

図表⑱ モニタリング等の取組内容

事業内容	取組内容
多様な主体と行政が協働で取り組む事業（協働連携事業等）	監視的なモニタリングではなく、より良い事業の実現に向けて、取組による効果が得られているか、改善する余地が無いかについて、定期的に確認し合う。 ⇒以下、この行為を「レビュー」と定義する。
上記以外の事業（民間によるサービス提供）	より良い事業の実現に向けて、民間により提供される公共サービスの水準を監視（測定・評価）する。 ⇒以下、この行為を「モニタリング」と定義する。

#### ②モニタリング等の対象

公有財産利活用事業における、条件を付さない単純貸付や単純売却、ネーミングライツの導入などの取組については、市民生活に与える影響や行政関与の必要性等を踏まえモニタリング等の実施を判断するものとし、それ以外の事業については、原則として、モニタリング等を実施する。

### (2) サービスの質・安全性（継続性）確保のためのモニタリング等のあり方

#### ①モニタリング等の視点

モニタリング等の目的を踏まえ、図表⑲の視点からモニタリング及びレビューを実施する。

図表⑲ モニタリング等の視点

目的	視点
公共サービスの質・安全性（継続性）確保	当該事業や他事業の見直し、サービスの質の向上につなげることを念頭に、以下の視点で確認する。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・契約や協定等に示された事業目的や仕様、要求水準に合致しているか否かを確認する。</li> <li>・当該民間の健全な運営を阻害するおそれのある事象あるいは原因がないかを確認する（財務状況の確認など）。</li> </ul>
次期取組等に向けた必要な見直しを行うための状況把握	当該事業の知見等を次期事業や他事業に活かすことを念頭に以下の視点で確認する。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・当該事業あるいは事業分野に係る本市の政策や市民ニーズの変化等を踏まえ、次期事業の導入機能や民間活用の範囲を変更する必要があるか否かを確認する。</li> </ul>

#### ②モニタリング等の手法

各取組において、民間と本市の役割は、図表⑳の手法を基本とする。

図表⑳ モニタリング等の手法

取組	民間と本市の役割
モニタリング	民間が自ら提供するサービス水準の維持・確保や履行状況の評価・整理を行い、本市がその結果を定期的に確認することで、民間より提供されるサービスの履行状況及び水準が所期の目的等を満たしているか否かをモニタリングする。
レビュー	協働連携事業等におけるレビューについては、本市と民間による協議の場における情報交換や意見交換を通じて、所期の目的の達成状況や効果・課題について確認・共有し、事業実施期間中においても、より良いサービス提供に向けた必要な改善を行う。

### (3) 問題発生時における対応の考え方

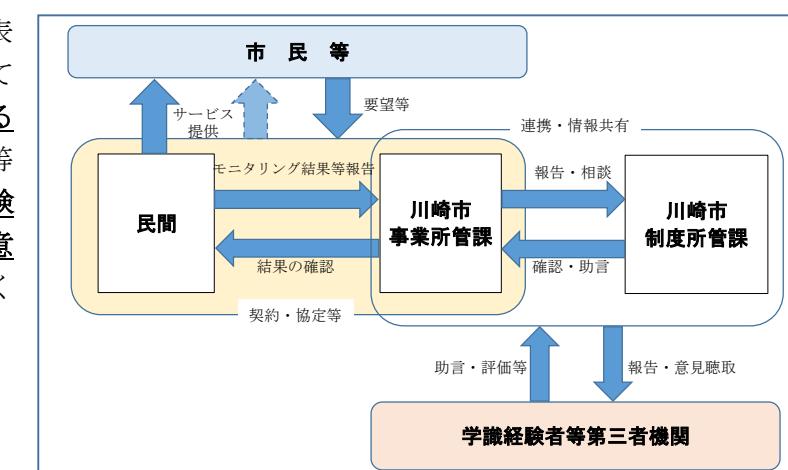
#### ①問題発生時の基本的な対応

民間活用を行っているサービスにおいても、本市は、その質・安全性・継続性の確保について市民に対する責任を負っている。そこで、事故、機能の麻痺、法令違反等の重大な事象が発生した場合、本市及び民間は、双方において直ちに事態の把握に努め情報を共有するとともに、協力することでサービス提供の停止やサービス水準の低下を最小限に留め、迅速に復旧させることを優先する。なお、問題発生が民間の責めに帰する場合は、サービス対価の減額等のペナルティや契約解除、協定解消等について、当該事態の重要性を鑑み検討する。

#### ②学識経験者等第三者からの意見聴取

民間活用の全体的な連携体制については、図表⑳のとおり、高い専門性を有する事業等について問題が生じた場合や迅速にサービスを復旧することが出来なかった場合などについては、原因等を分析した上で、専門的な見解を有する学識経験者等第三者の専門的、公正・中立な立場からの意見を聴取し、次期事業等への改善につなげるしくみとする。

図表㉑ 民間活用の連携体制



#### (4) 事業終了時の総括と次期事業の手法検討のあり方

##### ①事業終了時の総括の目的

良質な公共サービスを提供し続けていくために、モニタリング等の対象となる民間活用事業を対象に、事業終了時において、当該事業への民間活用導入の効果検証と課題把握を行い、次期事業の民間活用の方向性、手法検討に活かしていく。

##### ②効果検証等の方法

個別の民間活用事業の効果検証及び課題把握は、図表②の事業分野を対象に、図表③の視点に基づき、事業所管課が行い、その検証結果等が適切であるかを民間活用に係る制度所管課が確認した上で、学識経験者等第三者機関の専門的、公正・中立な立場からの意見を聴取し、次期事業につなげるしくみとする。

図表② 効果検証の対象事業

事業分野	対象案件
ソフト事業	・終期の定めのない協定（ただし、災害協定や防犯に関する協定など平時に取組がないものを除く） ・期間が5年以上にわたる協定
施設整備・管理運営事業 (ハード事業)	・PFI事業 ・指定管理者制度適用事業 ・施設整備及び管理運営を伴う事業のうち、事業期間が5年以上の事業
公有財産利活用事業	・事業提案を伴う貸付又は売却（ただし、事業の主たる内容が提案に依存するもの）

図表③ 効果検証の視点

検証の視点	検証内容
事業としての評価	・当初に期待した効果（定性的・定量的）が得られたか
手法としての評価	・事業スキームが妥当であったか

##### ③次期事業手法検討内容

次期事業への民間活用導入については、事業終了時の検証結果、事業を取り巻く状況変化、当該事業へ導入可能な手法の得失を踏まえ、図表④のとおり、事業内容や民間活用範囲及び手法等を検討する。

図表④ 次期事業の検討項目

検討項目	検討内容
事業内容や方向性等	事業終了時の検証結果や事業を取り巻く状況変化（市民ニーズ、地域課題、周辺機能の変化など）を踏まえて、次期事業における事業内容や導入機能を変更する必要があるか否か
民間活用手法等	上記の事業内容や方向性を踏まえた最適な民間活用手法や民間活用の範囲

##### ④事業終了に向けての総括のタイミング

図表⑤のとおり、各事業分野ともに、次期事業の開始時期までの検討事項を踏まえて、適切な時期に現事業の検証作業を開始するものとする。

図表⑤ 事業終了に向けての総括のタイミング

事業分野	検討内容
ソフト事業／内部管理事務	終期が設定されている事業（期限が定められた協定や委託契約など）については、事業終了の1年程度以上前より検討を開始する。終期の設定されていない事業（期限の定めがない協定など）については、事業開始から3～5年程度毎に、事業内容の変更等の必要性を検証する。
施設整備・管理運営事業（ハード事業）／公有財産利活用事業	施設整備・改修を伴う事業の場合、事業内容や総合計画の策定状況等を踏まえて3～5年程度前から検討を開始する。 なお、PFI事業など、事業期間が長期にわたるもの（事業期間が概ね10年以上の事業）については、5年程度毎に中間的な検証を行うものとする。

## 7 取組の全体像

図表⑥の全体像のとおり、各取組を有機的に連携させることで、実現性の高い民間活用事業を継続して創出し、そのサービスの質及び安全性等を確保し効果的な民間活用を推進する。

図表⑥ 取組の全体像

